

資料 4

九州・沖縄地域脱炭素推進会議 合同予算説明会

【令和5年度概算要求について】

令和4年9月15日

内閣府沖縄総合事務局
開発建設部

2. 経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大

(2) 脱炭素社会の実現に向けたグリーン TRANSFORMATION (GX) の推進

(a) ZEH・ZEB の普及や木材活用、ストックの省エネ化など住宅・建築物の省エネ対策等の強化 [1,303 億円(1.18)]

我が国のCO₂排出量の約3割を占める民生部門における省エネ、再エネ利用等を促進するため、カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の省エネ化や地域材を含む木材利用の促進等の対策を強化する。

- ・ LCCM 住宅、ZEH、ZEB、長期優良住宅等の整備への支援等の強化
- ・ 既存ストックの省エネ改修への支援等の強化
- ・ 優良な都市木造建築物等の整備や地域の気候風土に応じた建築技術・CLT 等の新たな部材を活用した先導的な取組への支援の強化
- ・ 地域の中小工務店等の連携体制による省エネ性能等に優れた木造住宅の整備や地域材の活用促進等への支援の強化
- ・ 省エネ住宅・建築物の普及の加速に向けた中小住宅生産者等による体制整備への支援
- ・ 大工技能者等の担い手確保・育成、都市木造建築物を担う設計者への支援

(b) グリーンインフラ等のインフラ・まちづくり分野における脱炭素化の推進〔171億円(1.40)〕

CO₂吸収源対策にとどまらないグリーンインフラ等のインフラの活用推進を図るとともに、脱炭素化にも資するまちづくりを推進する。

- ・グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動拡大等を通じた社会実装の推進
- ・エリア一体での脱炭素化、グリーンインフラの社会実装、環境配慮型の民間都市開発等の支援
- ・道路における再生可能エネルギーの活用や道路照明の省エネ化、高度化
- ・インフラ等を活用した太陽光発電等の地域再エネの導入・利用の拡大
- ・下水道事業における革新的技術実証やバイオガス発電等による脱炭素化の推進
- ・循環型社会に対応した建設資材の再資源化の推進
- ・ハイブリッドダムの取組による水力発電の導入・増強を通じた再生可能エネルギー供給の拡大
- ・河川舟運の活用や河川管理施設の無動力化による脱炭素化の推進
- ・生態系ネットワーク形成に寄与するグリーンインフラの推進
- ・インフラのライフサイクル全体でのカーボンニュートラル、循環型社会の実現に向けた技術開発等の推進

(c)自動車の電動化等の促進 [13 億円(3.19)]

自動車の電動化等の促進に向けた支援策を強化するとともに、自動車の電動化等に対応した道路インフラの社会実装に向けた検討を行う。

- ・地域交通の脱炭素化に資する次世代自動車の本格普及に向けた導入支援の実施
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた電動車を活用した輸送方法等の検討
- ・旅客自動車運送事業のカーボンニュートラルに向けた調査
- ・次世代自動車に対応した道路インフラの社会実装に向けた検討

(d)カーボンニュートラルポートの形成等の港湾・海事分野における脱炭素化の推進 [664 億円(2.01)]

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化によって港湾の競争力強化等を図る「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成を推進するとともに、炭素排出の少ないLNG 燃料船の普及促進、温室効果ガス(GHG)排出ゼロの実現に向けた国際戦略の推進等による船舶の低・脱炭素化や洋上風力発電の導入等により、海事分野のカーボンニュートラルを推進する。

(港湾における脱炭素化の推進)

- ・カーボンニュートラルポート(CNP)形成の推進
- ・ブルーカーボン生態系を活用した地球温暖化対策の推進

(海運におけるカーボンニュートラルの推進)

- ・炭素排出の少ないLNG 燃料船の燃料タンク等の国内生産の推進
- ・船舶からの温室効果ガス(GHG)排出ゼロの実現に向けた国際戦略の推進
- ・内航海運におけるカーボンニュートラルに向けた環境整備
- ・水素・アンモニア燃料船のバンカリング(燃料供給)に関するガイドラインの整備
- ・洋上風力発電等の海洋開発分野への進出に向けた海事産業の技術開発の支援
- ・造船所の低・脱炭素化の促進

(洋上風力発電の導入の促進)

- ・洋上風力発電の導入を促す基地港湾の整備
- ・洋上風力発電の導入促進に向けた環境整備

**以下、国土交通省HPの令和5年度
概算要求資料(都市局、水管理・国土
保全局、住宅局、港湾局)より抜粋**

5. まちづくりのグリーン化の推進

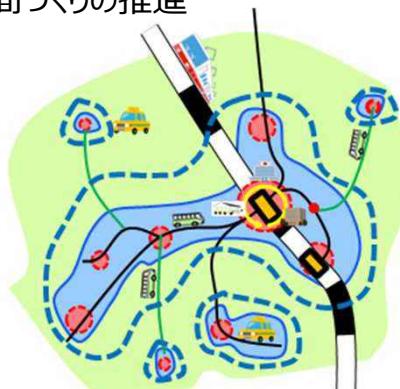
2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進していくため、都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進やウォーカブルな空間づくり等とあわせて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を総合的、重点的に支援する。

まちづくりのグリーン化は、地域脱炭素ロードマップの脱炭素先行地域と連携して取組を推進する。

施策の概要

都市構造の変革

- コンパクト・プラス・ネットワークやウォーカブルな空間づくりの推進



街区単位での取組

- 面的エネルギーシステム構築の推進
- 再生可能エネルギー施設の導入の推進
- ZEBレベルの省エネ水準の建築物整備の推進
- 環境に配慮した民間都市開発の推進



都市における緑とオープンスペースの展開

- CO₂吸収源となるグリーンインフラの社会実装の推進
- 官民連携による公園の整備・管理運営の推進



3D都市モデル等デジタル技術の活用による更なる脱炭素化の推進

<脱炭素先行地域での取組>

- 脱炭素先行地域^{*1}における取組に対する重点的な支援
- 一定の要件を満たす民間建築物等の屋上緑化等の支援^{*2}
- 樹木主体の都市公園整備の重点的な支援^{*2}

*1 地域脱炭素ロードマップに位置付けられた、地域課題の解決とあわせて脱炭素化を実現する地域

*2 緑化地域又は緑化重点地区を含む

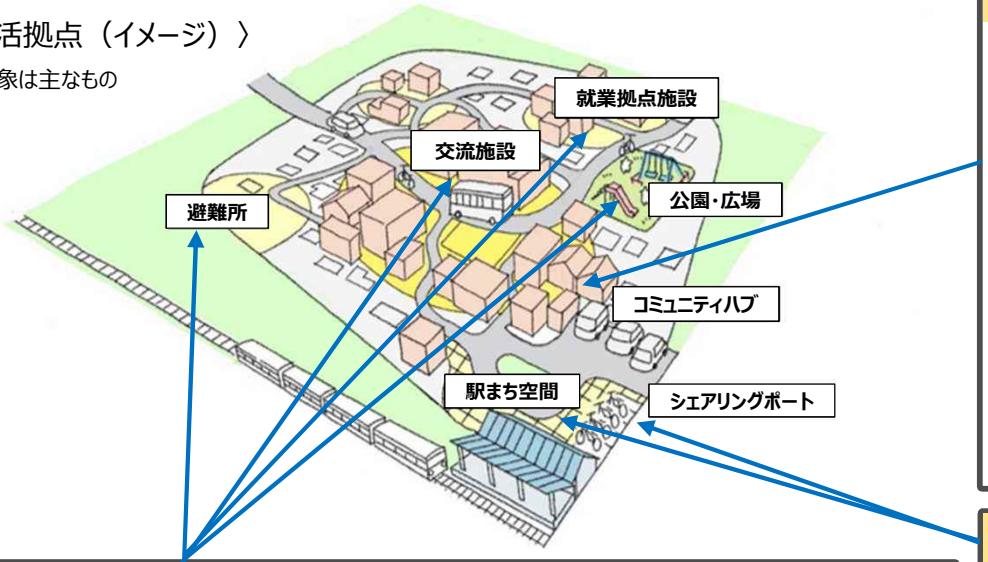
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(1) 日常生活を支える地域生活拠点の形成

多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）の充実を図るため、日常生活を支える地域生活拠点において、必要な都市機能・公共公益施設の誘導・整備、アクセス性の向上、ゆとりとにぎわいのあるウォーカブル空間の形成を推進する。

〈地域生活拠点（イメージ）〉

※支援対象は主なもの



都市機能の誘導・整備等

（都市構造再編集中支援事業）

○立地適正化計画に基づく公共公益施設の誘導・整備等への支援

立地適正化計画に基づき市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的に支援。



都市機能の整備
(交流施設、病院、学校、図書館等)



公共公益施設の整備
(道路・公園・広場等)



防災力強化の取組
(避難所の整備・改修等)

都市構造再編集中支援事業	補助	817.9億円(1.17倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補助	9.5億円(2.71倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	9.8億円(1.09倍)
まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業	社総交	6,900億円の内数

滞在・交流の促進

（まちなかウォーカブル推進事業）

○地域生活拠点における滞在・交流空間の形成への支援

日常生活を支える地域生活拠点において、滞在の快適性の向上に資する公共空間の整備や既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進。

また、地域住民、来街者、関係人口等の多様な人々の滞在・交流を促進するため、地域の資源として存在する既存ストックやデジタル技術を活用したコミュニティハブ等の人々が集い憩う環境整備への支援を強化。



多様な人々が集うコミュニティハブ（イメージ）

アクセス性の向上

（都市・地域交通戦略推進事業）

○モビリティサービスの充実への支援

①新たなモビリティの普及への対応

- ・シェアリングポートの整備等の多様なモビリティの導入に向けた環境整備への支援を強化。



シェアサイクルの整備
(岡山県岡山市)

②誰もがアクセスしやすい交通環境の整備

- ・バリアフリー交通施設の整備にかかる支援を強化。



改築した駅舎に観光案内所を併設
(奈良県奈良市)

③駅まち空間の再構築

- ・駅まち空間の地域生活拠点への改修を支援。

2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(2) まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成

コンパクトシティ形成支援事業	補助	5.7億円(1.04倍)
まちづくりDX先導調査	調査	2.7億円(皆増)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	9.8億円(1.09倍)
	社総交	6,900億円の内数

持続可能な多極連携型のまちづくりの実現には、都心拠点や地域生活拠点の充実に加え、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通（ネットワーク）の確保が必要。公共交通の活性化にあたっては、土地利用を含めたまちづくりとの連携が不可欠であり、構想・計画策定段階から一体的な検討を進めていくことが重要。

そのため、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等により地域一丸となって、持続可能な交通軸を形成するための取組を推進。

構想・計画策定



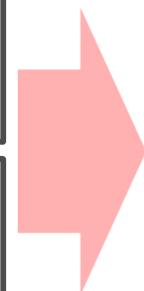
施設整備等

コンパクトシティ形成支援事業

- 地域公共交通計画との連携により、立地適正化計画上に公共交通を位置づける際の計画策定経費について支援

公共交通まちづくりDXモデル調査

- デジタル技術を活用し、各種データに基づき、まちづくりと公共交通の変革を一体的に進めるモデル的な取組に係る調査を実施



法定協議会などにおける、地域一丸となった検討、協議

立地適正化計画 等
まちづくりに関する基本的な方針

地域公共交通計画 等
公共交通に関する基本的な方針

連携して
作成

都市・地域交通戦略推進事業

【既存制度】

- 多様な交通モードの連携を図り、まちと公共交通をつなぐ都市インフラの整備について支援



【制度拡充内容】

- 官民共創等により、まちづくりの将来像の実現に必要な公共交通サービスを立地適正化計画等に即地的・具体的に位置づけた場合、地方公共団体等が主体的に実施するまちづくりに必要な公共交通に係る施設整備等に対する支援を強化（補助対象の追加等）

【支援イメージ】



都市の骨格を支える交通インフラの整備

2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(3) 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進

都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援する。

都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業

都市計画区域外で、日常生活を支える地域生活拠点の形成に対する支援を実施。



A市（立地適正化計画策定済）
【都市構造再編集中支援事業 等】

連携

B市（立地適正化計画未策定/A市と立地適正化の方針策定済又は市町村管理構想・地域管理構想策定済）
【都市再生整備計画事業 等】

都市構造再編集中支援事業 補 助	817.9億円(1.17倍)
まちなかウォーカブル推進事業 補 助	9.5億円(2.71倍)
都市・地域交通戦略推進事業 補 助	9.8億円(1.09倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、 都市・地域交通戦略推進事業 社総交	6,900億円の内数

施行地区要件の追加 【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業 等】

- 都市計画区域外を含む「立地適正化計画」又は「立地適正化の方針」を定めた場合（いずれも複数自治体による作成可）、都市計画区域外の以下の地区を、施行地区に追加。
 - ①「立地適正化計画」又は「立地適正化の方針」で地域生活拠点として位置づけられた区域
 - ②「立地適正化計画」又は「立地適正化の方針」と整合した「市町村管理構想・地域管理構想」で地域生活拠点として位置づけられた区域

かつ

都市機能誘導区域と公共交通ネットワークで結ばれた地域

立地適正化計画策定済都市内(左図A市)：都市構造再編集中支援事業 等
立地適正化計画未策定都市内(左図B市)：都市再生整備計画事業 等

- 「立地適正化計画」又は「立地適正化の方針」と「市町村管理構想・地域管理構想」を共に作成し、整合が図られている場合、重点的に支援。【都市再生整備計画事業 等】
- ①②と都市機能誘導区域を結ぶ、将来のまちづくりに必要な公共交通ネットワークについても支援。【都市・地域交通戦略推進事業】

支援対象の追加 【都市再生整備計画事業】

- 地域生活拠点に位置づけられた地区は、医療施設・社会福祉施設・教育文化施設・子育て支援施設等の公共公益施設の統廃合を支援対象に追加。

5. まちづくりのグリーン化の推進

(1) エネルギーの効率的な利用によるグリーン化の推進

国際競争拠点都市整備事業 補助 160.0億円(1.23倍)

大都市の業務中枢拠点における国際競争力をより一層高めるため、市街地整備と一体となった面的エネルギーの整備を加速化させ防災性の向上を図るとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの効率的な利用により、まちづくりにおけるグリーン化を推進する。

このため、都市開発事業等と一体的に実施されるエネルギー導管等の整備と合わせたエネルギー供給施設の整備に対して支援を行い、自立・分散型エネルギーシステムの導入を促進する。

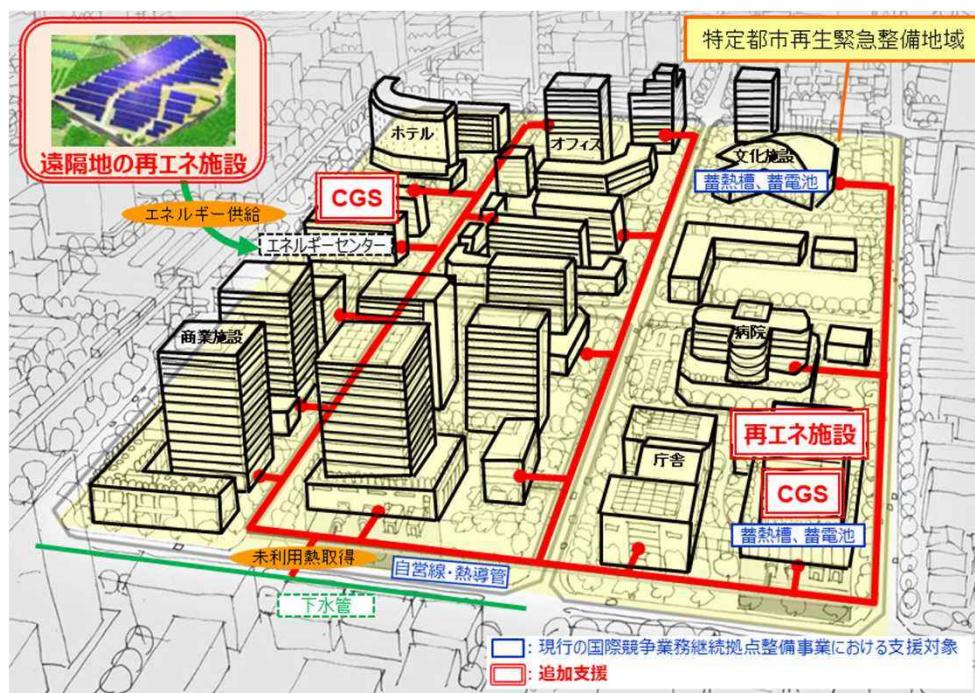
国際競争業務継続拠点整備事業

災害時における電気・熱の安定供給による防災性向上や、エネルギー需要やピークの平準化によるエネルギーの効率的な利用に資するエネルギー面的利用の推進を加速化するため、下記の取組への支援を強化する。

- エネルギー導管を活用し、複数の建物にエネルギーを供給するためのエネルギー供給施設の整備を支援対象に追加。
- 特定都市再生緊急整備地域外（オフサイト）を対象区域に追加。

※特定都市再生緊急整備地域内にエネルギーを供給するための施設整備に限る。

<支援イメージ>



<オフサイトにおける取組イメージ>



<支援対象イメージ>



都市開発事業等と一体となったクリーンで効率的なエネルギー利用の推進

5. まちづくりのグリーン化の推進

(2) 都市公園等におけるカーボンニュートラルの推進

都市の緑については、樹木等の生長に伴うCO₂吸収や、ヒートアイランド現象の緩和により、空調のエネルギー負荷を低減するCO₂排出抑制の効果を持つことから、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素先行地域等において、都市公園整備をはじめとする公共空間の緑化、建築物の屋上緑化等の取組を推進し、新たな緑化空間の創出を図る。

全国に約11万箇所ある都市公園では、国営公園や地方公共団体が管理する都市公園の一部に太陽光発電施設が設置されている状況にあるが、再生可能エネルギーの導入目標（令和4年中策定予定）の達成に向けて更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与とともに、自立分散型エネルギーの確保による防災性の向上やエネルギーの地産地消による経済循環等の実現を図る。

グリーンインフラの社会実装

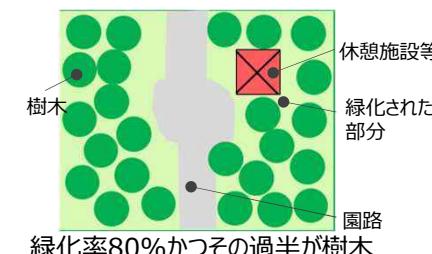
- 官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を推進する。
- 脱炭素先行地域等において、緑化規模等、一定の要件を満たす民間建築物についての屋上緑化等の取組を推進する。



CO₂吸収源となる都市公園整備の推進

- 脱炭素先行地域等において、樹木等の有するCO₂の吸収や排出抑制効果を活かし、CO₂吸収効果の高い樹木主体の都市公園の整備を推進する。

<樹木主体の公園のイメージ>

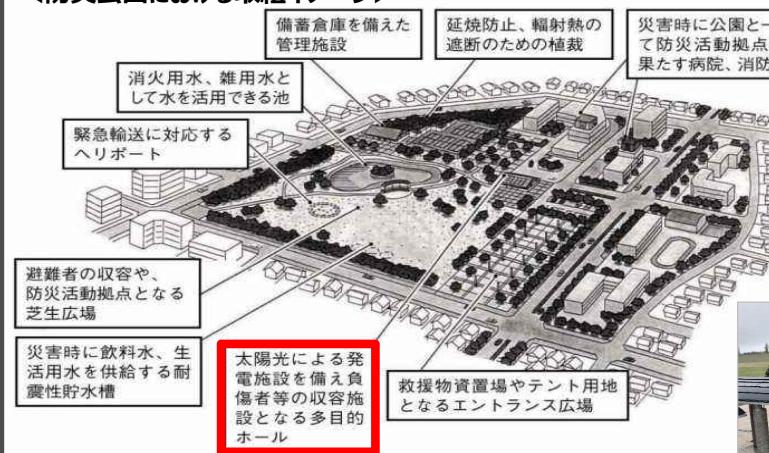


グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補助	3.9億円(1.56倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	6,900億円の内数
防安交		9,677億円の内数
国営公園等事業	直轄	299.7億円(1.24倍)

再生可能エネルギー導入の推進

- 自立分散型エネルギー確保の観点も考慮しつつ、災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園を中心に、避難者の適切な誘導等のための照明やスマートフォン等を充電するための電源等として、再生可能エネルギー型発電施設の導入を推進する。

<防災公園における取組イメージ>



- Park-PFIを活用した官民連携による都市公園への太陽光発電施設の導入の推進を図る。

- 国営公園においては、再エネ電気の調達と発電施設の整備によって、2030年度を目指して、国が行う事務・事業に係る電力について、可能な限りの再生可能エネルギーの導入を目指す。

5. まちづくりのグリーン化の推進

(3) 官民連携の強化等による公園整備・管理運営の推進

都市公園・緑地等事業 社交 6,900億円の内数

防安交 9,677億円の内数

国営公園等事業調査費 直轄 3.7億円(1.45倍)

社会課題対応型都市公園機能向上促進事業 補助 36.1億円(1.20倍)

新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、都市公園における公共施設等運営事業の活用や多様なPPP/PFIモデルの形成を図るため、官民連携による総合的な公園整備・管理運営に対する支援や、国営公園における公共施設等運営事業の導入検討等を行う。

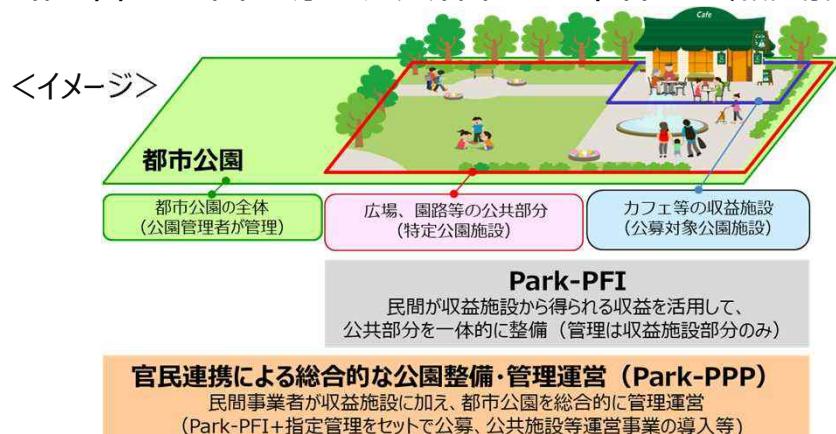
PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）に基づく官民連携の強化

○ 都市公園における民間活用の拡大を図るための支援

① 官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を支援

（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析やマーケットサウンディング、PPP/PFI事業の実施方針検討等）

② 公共施設等運営事業など、官民連携による総合的な整備・管理運営の導入が具体化した案件を重点支援



○ 国営公園における官民連携手法の多様化を図るため、モデルとなる公園を設定し、公共施設等運営事業の導入を検討

○ 多様な主体との連携による社会課題への対応を促進するため、柔軟で質の高い管理運営に資する取組（管理体制の構築、利用ルールづくり、社会実験等）やDXを活用する公園の整備を重点支援

● Park-PFI事業者が総合的に整備・管理運営する公園の例



PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）（抜粋）

2. PPP/PFIの推進施策 (1) 多様なPPP/PFIの展開 i) 新たなPPP/PFI活用モデルの形成

① 地域交流の場である公園、公民館等の身近な施設でのPPP/PFI活用（中略）に向けた先導的事例を機構と連携しつつ形成し、新たなPPP/PFI活用モデルとして横展開を図る。

② 引き続き、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）の着実な導入促進を図る。

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標 (2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組 ⑧公園

1 2か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する。

・国営公園における公共施設等運営事業については、（中略）広域的な見地から設置する公園のうち整備が概成した公園の中でモデルとなる公園を設定し、（中略）その導入に関して検討を行う。

・公園全体での民間活用の拡大について、調査から整備まで一貫して支援できる仕組みを検討する。

グリーンイノベーション下水道の実現に向けた取組

- カーボンニュートラルの実現に向け、下水道の創エネ・省エネの取組、再エネの利用拡大を進めるとともに、多様な主体と連携を進めることが重要。下水道分野の温室効果ガス排出量を2030年度に半減(2013年度比)。
- 「グリーンイノベーション下水道」の実現の実現に向けて、各自治体の地球温暖化対策の推進を支援するとともに、全国の自治体の模範となる「カーボンニュートラル地域モデル処理場」の整備等を集中的に支援。

カーボンニュートラルの実現に向けた下水道の課題

- ・ 下水道では、全国の電力消費量の約0.8%を消費し、温室効果ガス（GHG）の約0.4%を排出している(2019年度)
- ・ 下水道は脱炭素社会に貢献し得る高いポテンシャルを有するが、活用は一部にとどまっている（エネルギー化率：約27%、緑農地利用率：約10% (2020年度)）

グリーンイノベーション下水道の実現に向けた3つの方針

下水道が有する
ポテンシャルの
最大活用

温室効果ガスの
積極的な削減

地域内外・
分野連携の
拡大・徹底

地球温暖化対策計画における下水道分野の目標設定

- ・ 2030年度におけるGHG排出量を2013年度※比で208万t 削減
※改定地球温暖化対策計画における2013年度の下水道分野のGHG排出量は約400万t
- ・ 2050年カーボンニュートラルに向けて更なる高みを目指す

汚泥のエネルギー化
エネルギー化率を
37%まで向上
→約70万t削減

省エネの促進
年率約2%の省エネ
→約60万t削減

焼却の高度化
高温焼却率100%
新型炉への更新
→約78万t削減

目標実現に向け強化すべき施策

○下水道温室効果ガス削減推進事業の創設

- ・ 地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要となる下水道事業のGHG削減検討・調査等を支援

○取組の加速化・連携拡大に向けた環境整備

- ・ 数値化等によるポテンシャル・取組の「見える化」
- ・ 汚泥肥料利用等の促進（農水省等と連携した案件形成等）
- ・ 下水道脱炭素化推進事業（個別補助）等の更なる推進

○カーボンニュートラル地域モデル処理場の整備

- ・ あらゆる予算ツールを総動員し、下水処理場まるごと脱炭素化を実証



- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| 革新的技術 | 下水道革新的技術実証事業（B-DASH）にて国費100%で実施 |
| 創エネ・N ₂ O対策 | 下水道脱炭素化推進事業（個別補助）にて集中的に支援 |
| 省エネ対策 | 防災・安全交付金（重点配分項目）にて優先的に支援 |
| 再エネ導入 | （地域脱炭素交付金等、他省庁等の支援ツールの活用を促進） |

II. 令和5年度概算要求の主要事項

1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向けて、**住宅・建築物分野の省エネ対策の強化、木材利用の促進**を図る。

省エネ対策

【新築】

- 共同住宅版のLCCM住宅※整備への支援
※ ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅
- 公営住宅のZEH化への支援＜継続＞
- フラット35における省エネ基準適合の融資要件化
- 中小工務店によるZEH等の整備への支援＜継続＞

【リフォーム】

- 地域の関係団体が連携して行う省エネリフォームへの重点支援制度
- 公営住宅・UR賃貸住宅の省エネ改修への支援＜継続＞
- 既存ストックにおける先導的な省エネ改修・再エネ導入への支援＜継続＞

木材利用の促進

- 地域材の活用促進の支援の強化
- 建築物の木造化に関する比較検討への支援
- 優良な木造建築物等の整備支援＜継続＞

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅の脱炭素化を推進するため、先導的な脱炭素化住宅であるLCCM住宅整備への支援について、共同住宅を追加する。

<現行制度の概要>

LCCM住宅：使用段階のCO₂排出量に加え資材製造や建設段階等のCO₂排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO₂排出量をマイナスにする住宅。最高レベルの脱炭素化住宅。

○ LCCM住宅(戸建住宅)の新築について支援。

【補助対象費用・補助率】

- 以下の費用の合計額の1／2
 - 設計費
 - 建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

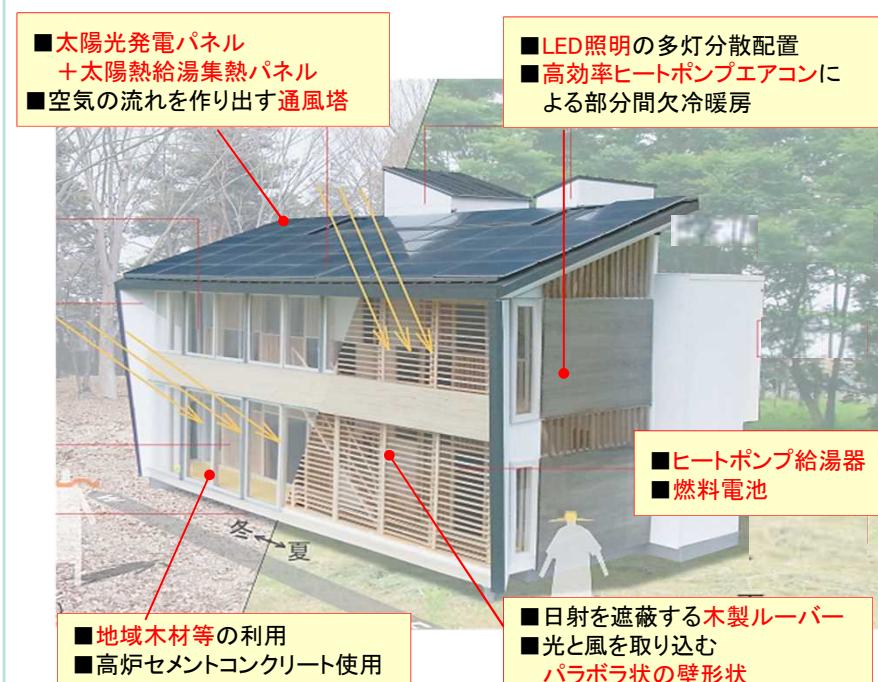
【補助要件】

- ZEHの要件を満たすこと
- 再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から25%削減されているもの
- ライフサイクル全体のCO₂排出量を算定※し、その結果が0以下となること

※建設、居住、修繕・更新・解体の各段階を通じたCO₂排出量が、太陽光発電によるCO₂削減量を下回ることを、指定のツールを用いて評価

【補助限度額】戸建住宅 140万円／戸

LCCM住宅の例



※ライフサイクルカーボンマイナス住宅・研究開発委員会

フラット35における省エネ基準適合の融資要件化

令和5年度予算概算要求額：
優良住宅整備促進等事業費補助(236.52億円)の内数

国民の住宅ローンに対する多様なニーズに対応するため、証券化の仕組みを活用して、民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンを支援。脱炭素社会の実現に向けて、省エネ性能の底上げを図るため、フラット35における省エネ基準適合の融資要件化を行う。

【フラット35、フラット35Sの融資要件（共通）】

資金使途	住宅の建設資金（新築）又は購入資金（新築・既存） ※借換えのための貸付けを含む。
融資対象となる住宅	住宅の床面積が ・一戸建て住宅：70m ² 以上 ・マンション：30m ² 以上 住宅の耐久性等について機構が定める技術基準に適合
借入限度額	100万円以上8,000万円以下で、建設費又は購入費以内
返済期間	15年以上35年以内（完済時年齢は80歳未満）
金利	全期間固定金利

【フラット35、フラット35Sの違い】

フラット35の融資対象となる住宅の省エネ性能に関する技術基準について、**2023年4月より、すべての新築住宅において省エネ基準（断熱等級4かつ一次エネ等級4）への適合を必須とする。**

		フラット35	フラット35S			
			Bプラン		Aプラン	ZEH
省エネ技術基準	断熱等級	4	5	4	5	5
	一次エネ等級	4	4	6	6	6
	再エネ	-	-	-	-	○※1
金利※2	開始時期	2023年4月	2022年10月	2022年10月	2022年10月	
金利※2	引き下げ幅	-	▲0.25%	▲0.25%	▲0.5%/▲0.25%	
金利※2	引き下げ期間	-	5年間	10年間	1~5年目/6~10年目	

※1 「ZEHロードマップフォローアップ委員会」の定義に基づく　※2 維持保全に応じた取組み等の適用で、更なる金利引下げあり

住宅局所管補助事業における省エネ基準適合

住宅局所管の補助事業により支援を行う新築の住宅・建築物について、令和4年度から民間事業者等が行うものは省エネ基準適合を、公的主体が行うものはZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合等を原則求めている。

背景・課題

2050年カーボンニュートラル、2030年における温室効果ガス46%削減(2013年度比)など、脱炭素社会に向けた政府目標が示される中、CO₂排出量全体の約3分の1を占める住宅・建築物分野においても、さらなる省エネ化の推進が求められている。

基本的な考え方

脱炭素社会に向けた、率先した省エネ、再エネ対応を図るため、住宅・建築物の新築を支援する補助事業について、以下の要件への適合を求める※1。

1. 民間事業者等※2が行う住宅・建築物の新築については、省エネ基準に適合すること。
2. 公的主体※3が行う住宅・建築物の新築については、ZEH・ZEBレベル※4の省エネ水準に適合するとともに、公的賃貸住宅については太陽光発電設備を原則設置すること※5。

※1 · 小規模(300m²未満)で使用頻度が低いなど、ZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合を補助要件とすることが合理的でない場合は、省エネ基準適合を補助要件とする。

· 居室を有しないもの、開放性が高いもの、伝統的構法のもの、気候風土適応型のもの及び改修を支援する補助については、要件化の適用除外とする。

· 令和3年度までに事業採択または事業着手分は適用除外とする。

※2 公的主体以外

※3 地方公共団体、都市再生機構

※4 ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEB Oriented

※5 気候風土や高層等によりやむを得ない場合は除く。

令和5年度予算概算要求額:
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(381.26億円)の内数、
社会資本整備総合交付金等の内数

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ改修を加速するため、地域の関係団体が連携して行う省エネリフォームへの重点支援を行う。

<現行制度の概要>

住宅（交付金及び補助金（直接補助））

省エネ診断

民間実施：国と地方で2／3（直接補助の場合は国1／3）
公共実施：国1／2

省エネ設計等

民間実施：国と地方で2／3（直接補助の場合は国1／3）
公共実施：国1／2

省エネ改修（建替えを含む）

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
※改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）。

■ 交付率、補助率

民間実施：国と地方で、マンション1／3、その他23%
(直接補助の場合は、国がマンション1／6、その他11.5%)
公共実施：国11.5%

■ 補助限度額（国の補助額（交付率11.5%の場合））

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	383,300円／戸	512,700円／戸
共同住宅	1,900円／m ²	2,500円／m ²

■ その他

国による直接補助は、令和6年度末までに着手したものであって、改修による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定する。

建築物（交付金）

省エネ診断

民間実施：国と地方で2／3
公共実施：国1／3

省エネ設計等

民間実施：国と地方で2／3
公共実施：国1／3

省エネ改修（建替えを含む）

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
※改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）
※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

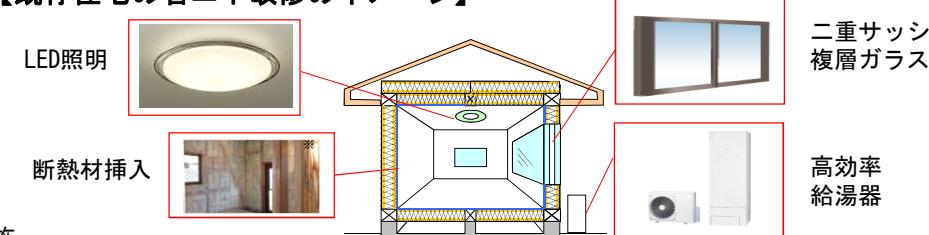
■ 交付率

民間実施：国と地方の合計で23%、 公共実施：国11.5%

■ 補助限度額（国の補助額（交付率11.5%の場合））

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
2,800円／m ²	4,800円／m ²

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】



※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

公営住宅等の既存ストックについて、カーボンニュートラルの実現や孤独・孤立対策に資する環境整備を推進するとともに、防災・減災対策やストックの長寿命化を図る。

<現行制度の概要>

基本的要件

改善工事の内容	施行要件
○ 個別改善事業	
(原則)	建設後20年を経過したもの
・バリアフリー化 ・エレベーター設置	平成14年度以前に整備されたもの
・長寿命化改善 ・障害者向け改善 ・認知症対応型グループホーム改善 ・住宅用防災機器の設置 ・地デジ対応設備の設置 ・既存エレベーター改修 ・省エネルギー対策又は再生可能エネルギー対策に係る改善 ・宅配ボックスの設置 ・防災・減災対策に係る改善 ・交流スペースの設置	年度要件なし
○ 全面的改善(トータルリモデル)	建設後30年を経過したもの

対象工事

- 個別改善事業（規模増改築、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）
- 全面的改善【公営住宅のみ】

個別改善事業の分類

次のいずれかの分類に該当すること。

- | | |
|------------|---------|
| ① 居住性向上型 | ② 福祉対応型 |
| ③ 安全性確保型 | ④ 長寿命化型 |
| ⑤ 脱炭素社会対応型 | |

支援内容

- (1) 整備費に対する助成
 - 整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。
- (2) 家賃の低廉化に要する費用に対する助成
 - 全面的改善、耐震改修、エレベーター設置に係る改修を実施する場合は、改善後の家賃が上昇する。
 - 従って、改善後の近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

UR賃貸住宅において、既存ストックの有効活用等を図るため、都市再生機構が行う耐震改修やバリアフリー改修(段差解消、中層EV設置等)、省エネ改修等に対して支援を行う。

<現行制度の概要>

個別改善事業 : 住戸改善、共用部分改善 等 ※補助率1/5

特定バリアフリー改修事業 : 一定の地域の団地*における複合的なバリアフリー化 ※補助率1/3

*バリアフリー法第25条第1項に規定する基本構想を作成する市町村の区域等

医療福祉拠点化団地における「総合的な改修」に係る補助率の特例* ※補助率1/2

*令和7年度末までに着手したものに限る。



エレベータ設置



共有部改修



指詰め等の防止



段差への配慮

●ゆっくり閉まるドアクローザー（玄関扉）

耐震改修事業 ※補助率1/3



低炭素化改修等促進事業

補助対象: 断熱改修(窓や玄関扉の断熱改修等)、再エネ設備の設置

補助率 : 1/3 ※窓の断熱改修については令和5年度末までに着手したものに限り 1/2

複層ガラスへの交換



玄関扉の断熱改修



太陽光発電関連設備の設置



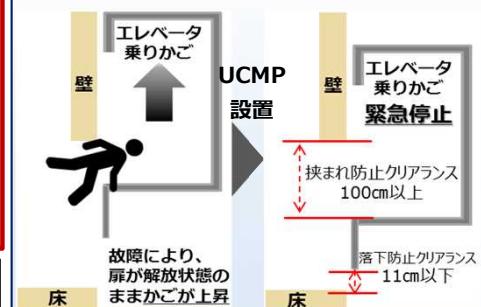
機構賃貸住宅建替推進事業 : 建替に伴い移転者が移転に要する費用 ※補助率1/2

安全対策強化事業 : EVの安全対策

※補助率1/3

■戸開走行保護装置（UCMP）

ブレーキに故障・不具合が発生した際に機能する運転制御回路等によって戸開走行を検知し、かごを制止させる装置。



カーボンニュートラルの実現に向けて、公的主体の率先した取組を推進するため、公的賃貸住宅の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組に対して支援を行う。

<現行制度の概要>

■ 対象事業

- 公的賃貸住宅(公営住宅、改良住宅等、UR賃貸住宅又は公社住宅)の既存ストックにおいて、ストック改善事業の実施と併せて、省エネ改修や再エネ設備導入を行う先導的な取組に対して支援を行う。
- 案件の採択にあたっては、学識経験者等からなる審査委員会により、有効性や新規性・汎用性の観点から評価を行うものとする。

■ 事業主体

- 地方公共団体(公営住宅・改良住宅)
- 都市再生機構(UR賃貸住宅)
- 地方住宅供給公社(公社住宅)

■ 補助対象

- 省エネ改修・再生可能エネルギー設備工事費(調査設計費を含む。)、
省エネ等効果検証費

■ 補助率

- 公営住宅、改良住宅等 : 国2／3、地方1／3
- UR賃貸住宅 : 国2／3、UR1／3
- 公社住宅 : 国1／3、地方1／3、公社1／3

■ 限度額

併せて実施するストック改善事業の事業費を超えない額とする。

■ その他

工事実施後、概ね20年以上管理する予定であること。

■ 事業期間 令和4年度～令和8年度(5年間)

ストック改善事業

(公営住宅等ストック総合改善事業等)

補助率: 国1／2(地方1／2)



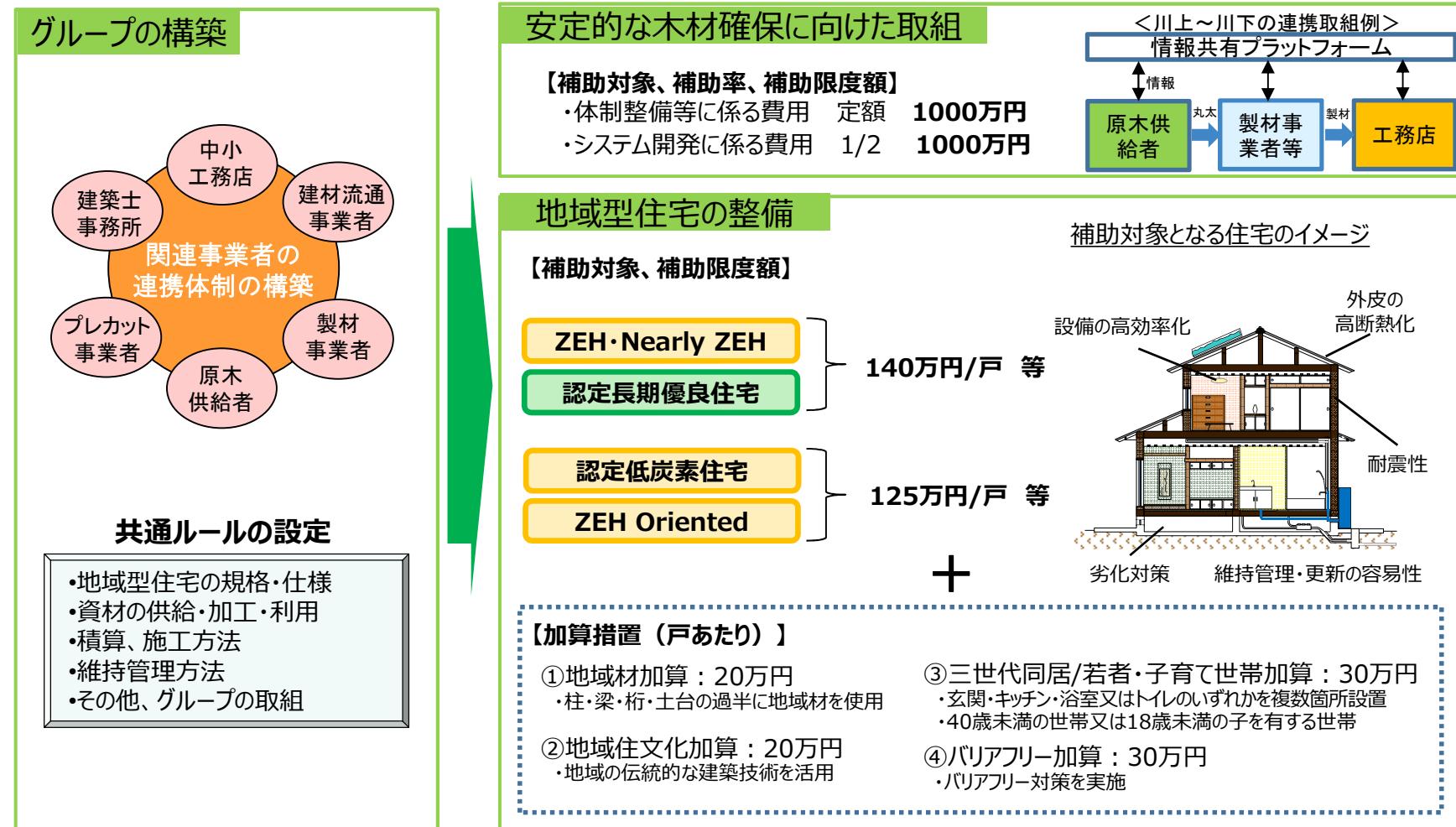
地域の創意工夫を活かした 省エネ再エネ改修の取り組み

(脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業)

補助率: 国2／3(地方1／3)等

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行うとともに、地域材の活用促進の支援を強化する。

<現行制度の概要>



カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物のうち優良なプロジェクトに対して支援を行うとともに、建築物の木造化に関する比較検討への支援を行う。

<現行制度の概要>

事業概要

【補助要件】

次の①～⑤を満たすもの

- ①主要構造部に木材を一定以上使用する木造の建築物等
(木造と他の構造との併用を含む)
- ②耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
- ③不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの

劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、
百貨店、商業施設、展示場、事務所 等
- ④多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
- ⑤省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

【補助対象費用】

- ・調査設計計画費のうち木造化に係る費用
- ・建設工事費のうち木造化による掛かり増し費用相当額

【補助率・上限額】1/3等（上限300百万円）

<補助対象となる建築物イメージ>



【補助事業者】民間事業者等

中層の木造の建築物（事務所）のイメージ

(4) 港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組～CNPの形成①～

① カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けて

- サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主や船社のニーズに対応した、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を図ることにより、港湾の競争力を強化する。
- また、CO₂を多く排出する産業が集積する港湾・臨海部において、水素やアンモニア等へのエネルギー転換等に必要な環境整備を行うことで、我が国が目標とする2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

荷主等の脱炭素化ニーズへの対応を通じた 港湾の競争力強化

世界の潮流

- ・荷主がサプライチェーンの脱炭素化に取り組んでおり、船社・物流事業者も対応を強化
- 環境に配慮した取組を進めることにより、荷主や船社から選ばれる、競争力のある港湾を形成

サプライチェーンの脱炭素化に資する取組の例



停泊中船舶への
陸上電力供給



LNG燃料供給船
出典: セントラルLNGマリンフューエル
伊勢湾・三河湾エリア(2020年10月～)
東京湾エリア(2022年度見込み)
九州・瀬戸内海エリア(2023年度見込み)

船舶への
低・脱炭素燃料の供給



出典:
三井E&SマシナリーHP
水素燃料電池搭載型RTG
(技術開発中)

荷役機械の
低・脱炭素化

港湾ターミナルにおける脱炭素化の取り組み状況を客観的に評価する
『港湾ターミナル・グリーン認証(仮称)』の制度の創設

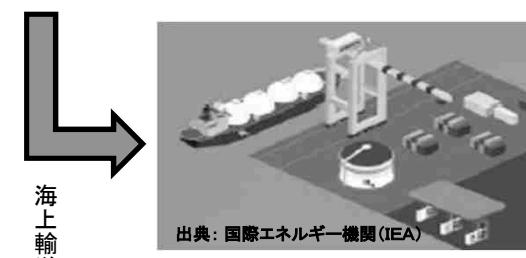
港湾・臨海部の脱炭素化への貢献

CO₂排出量
(2020年度確報値)

発電所・製油所や産業が集積する港湾

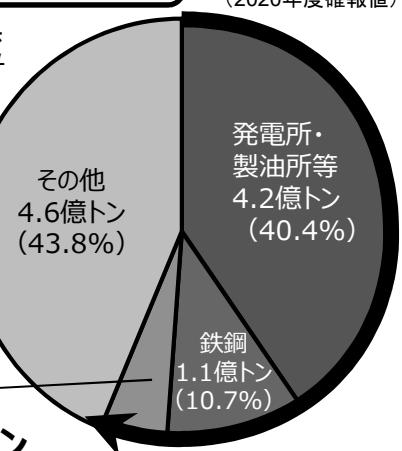
- ・CO₂排出量の約6割を占める
産業の多くは、港湾・臨海部に立地
- CO₂多排出産業のエネルギー
転換に必要な環境整備を実施し
臨海部産業を再興

海外における水素・ アンモニア等の製造



海上輸送

我が国港湾にて荷役・貯蔵



出典: 国立環境研究所HP資料より、港湾局作成

例: 碧南火力発電所における
アンモニア混焼実証



実証事業を行う碧南火力発電所
(愛知県碧南市)

タンク、氯化塔設置エリア

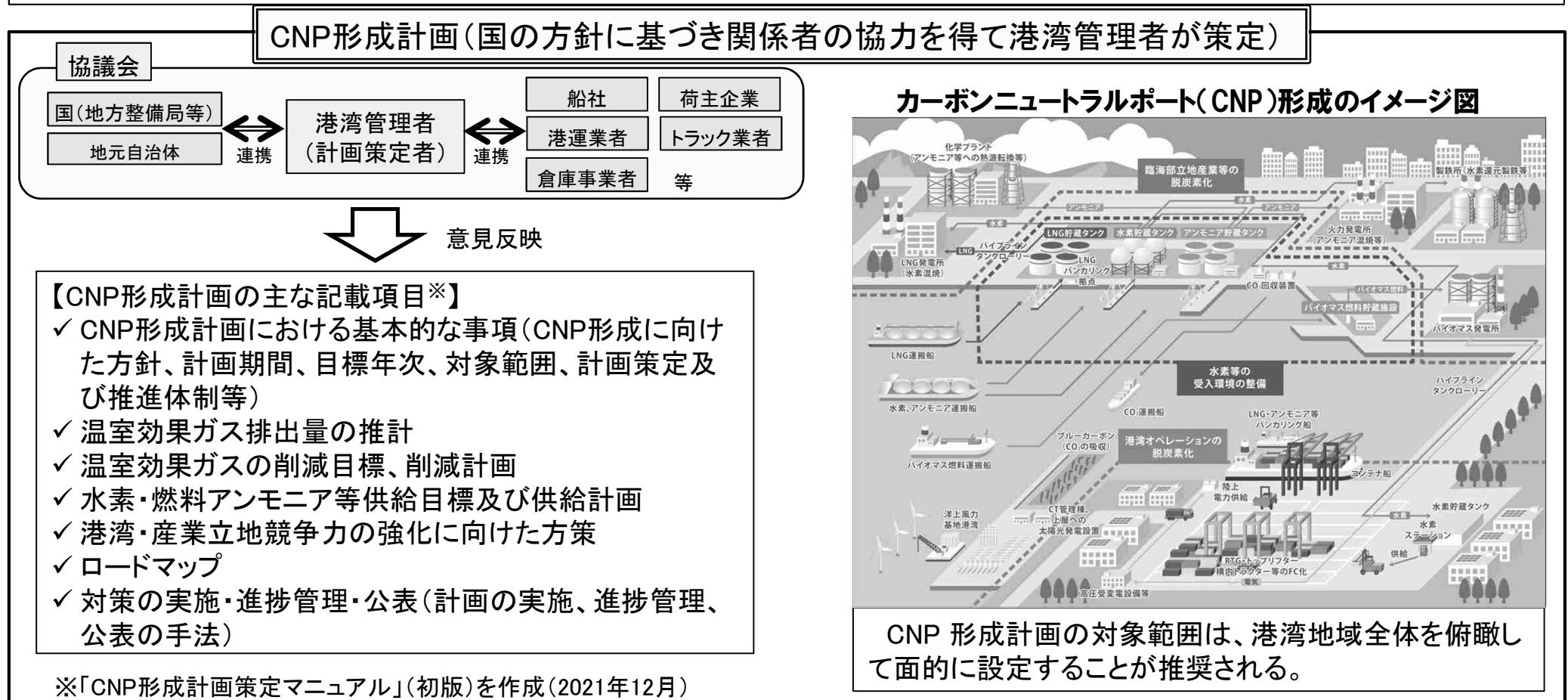
港湾・臨海部立地産業等が利用

(4) 港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組～CNPの形成②～

② カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画の策定に対する支援制度

背景・目的

- CNP形成計画は、港湾におけるカーボンニュートラルの実現のため、国の方針に基づき、各港湾において発生している温室効果ガスの現状及び削減目標、それらを実現するために講じるべき取組、水素・燃料アンモニア等の供給目標及び供給計画等をとりまとめたもの。
- 策定主体は、港湾管理者。関係事業者等が参画する協議会の設置が望ましい。
- 対象港湾は、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾を基本とする。地方港湾においても策定を推奨。
- CNP形成の取組を加速させるため、当該計画策定及び変更、港湾計画への反映に係る支援を実施。



(4) 港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組～CNPの形成③～

③カーボンニュートラルポート(CNP)形成に関する新技術を活用した高度化実証

背景・目的

- 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に向けて、技術開発の進展等に応じた新技術等を順次導入していくこととなる。
- 港湾に様々な新技術を安全かつ円滑に導入するため、技術上の基準等について、実地での導入実証を含め検証する。

実証のイメージ

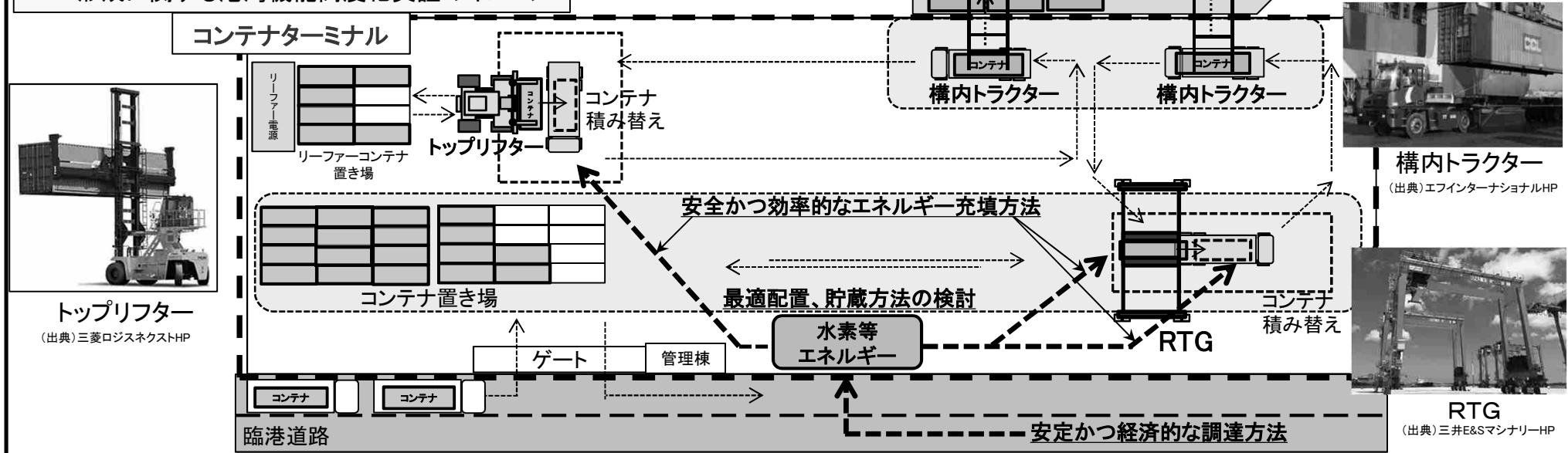
コンテナターミナルにおいて、水素燃料電池搭載RTG等の脱炭素型荷役機械に関する実証を実施

(1年目:事前調査、ロードマップの作成等、2年目以降:現地実証等)

<主な検討内容>

- ✓ CNPの形成に資する新技術等を有する荷役機械を導入する際に必要となる安全対策
- ✓ 同荷役機械のオペレーションに必要となる水素等エネルギーの調達・貯蔵・充填等の安全性・効率性・経済性
- ✓ 同荷役機械の導入による温室効果ガス削減効果
- ✓ 同荷役機械等の最適配置

CNP形成に関する港湾機能高度化実証のイメージ



(4) 港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組

ブルーカーボン生態系を活用した脱炭素化の推進

- 四方を海に開かれた我が国沿岸域はブルーカーボン生態系のポテンシャルが高いことから、藻場・干潟等を「ブルーインフラ」と位置づけ、その創出・保全を通じて、海からのカーボンニュートラルの取り組みを強化する。
- 国土交通省港湾局が主催する「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」等において、ブルーカーボン生態系によるCO₂吸収量の算定手法を確立するとともに、関係機関と連携してCO₂吸収量を国連気候変動枠組条約に基づくインベントリ※1やパリ協定に基づくNDC※2への位置づけを目指す。
- 技術研究組合法に基づき、令和2年7月に国土交通大臣が設立認可した「ジャパンブルーエコノミー（JBE）技術研究組合」と連携し、ブルーカーボンの定量的評価手法やブルーカーボンを取引する、ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の試行を行うなど、ブルーカーボン生態系を活用した新たな脱炭素化への取組を推進する。

※1 インベントリ：国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガスの排出量及び吸収量の実績を、排出源・吸収源ごとに示した目録。

※2 NDC (Nationally determined contribution)：パリ協定に基づく、温室効果ガス削減目標についての「自国が決定する貢献」。

